

京都市上下水道局告示第40号

下水道法第9条第1項の規定に基づき、公共下水道の供用を次のように開始することを告示します。

関係図書は、京都市上下水道局において一般の縦覧に供します。

平成21年12月25日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

- 1 下水を排除すべき区域
西京区大枝沓掛町の一部
- 2 供用開始の日
平成21年12月25日
- 3 排水施設の位置
西京区大枝沓掛町の一部
- 4 排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
京都府長岡京市勝竜寺桶ノ口1番地
洛西浄化センター

(上下水道局下水道部管理課)